

児童手当

認定請求書

記入例 (R6年度用)

(宛先) 佐倉市長

請求者	氏名	さくら たろう 佐倉 太郎		配偶者	☒ 有 ☐ 無	生年月日	昭和・平成 50 1 1	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者
	住所	佐倉市 海隣寺町97番地				☒ ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他() ※以下の共済組合の組合員である場合は()に○を記入してください ()私立学校教職員共済 ()国家公務員共済 ()地方公務員等共済 勤務先()			
	1月1日時点の住所 (1～7月分は前年、 8～12月分は本年)	茨城 都道府県 取手 市区町村	電話	090-0000-0000			個人番号		
支払希望金融機関	☒ 銀行 印旛 ☐ 信用金庫 佐倉 ☐ 農協		本店・本所	口座番号(普通口座)		口座名義(カタカナ)			
			支店・支所 出張所	0123456		サクラ タロウ			
配偶者等	ふりがな	さくら はなこ		生年月日	昭和・平成 50 2 2		職業	ア. 被用者 イ. 公務員(勤務先: ウ. 被用者等でない者	
	氏名	佐倉 花子		1. 請求者と同じ 2. その他 ※以下に記入					
	住所					個人番号			
	1月1日時点の住所 (1～7月分は前年、 8～12月分は本年)	都道府県	市区町村	電話	080-0000-0000			個人番号	
児童 (18歳までのお子様)	ふりがな 氏名	生年月日	続柄	住所(別居の場合)	海外留学をしている 場合の出国年月	同居・別居 の別	監護の 有無	生計 関係	
	さくら はるお 佐倉 春男	平成 令和 23 3 3	☒ 子			☒ 同居 別居	☒ 有 無	☒ 同一 維持	
	さくら なつこ 佐倉 夏子	平成 令和 19 4 4	☒ 子			☒ 同居 別居	☒ 有 無	☒ 同一 維持	
	【児童】の欄は、養育している18歳までのお子様を全て記入してください。 (令和6年度の場合：平成18年《2006年》4月2日以降に生まれたかた)								
兄児童等の	氏名	平成	子	神奈川県 ●●市 ●●●● 丁目●番地 ●●ハイツ 101号	場合の出国年月	同居・別居 の別	監護の 有無	生計費負担の有無	
	さくら あきこ 佐倉 秋子	平成	☒ 子			☒ 同居 別居	☒ 有 無	☒ 有 無	
		平成	子			☒ 同居 別居	☒ 有 無	☒ 有 無	
【兄児童等の】の欄は、上記「児童」の欄で記入したお子様と、「兄児童等の」の合計人数が3人以上になる場合に記入してください。 ※「兄児童等の」とは年度末の年齢が19歳～22歳(令和6年度の場合：平成14年《2002年》4月2日～平成18年《2006年》4月1日生まれのかた)									
この欄に記入したお子さまを養育している場合は、 別紙「監護相当・生計費負担についての確認書」を記入の上、添付してください。									
(例1) 19歳～22歳までのお子様が1人、18歳までのお子様が1名の場合、この欄の記入は不要です。									
(例2) 19歳～22歳までのお子様が2人、18歳までのお子様が1名の場合は記入してください。									
担当 確認欄	振込口座・通帳写し		その他()	所得	受給者	配偶者			
※不備に○									

【請求者】
基本的に所得が高かった方が請求者になります。
また、以下の要件も考慮します。

- ・世帯主
- ・健康保険の被保険者

【職業】

- ・公務員→イ

↓違う場合

- ・国民健康保険加入者
または家族に扶養されているかた→ウ

↓違う場合

- ・上記以外のかた→ア

【監護の有無】
お子様を保護・監督（面倒を見る）しているかを示します。

【生計関係】
 お子様と別居していても家計が一緒であれば「同一」になります。
 児童の親以外のかた（父母指定者、未成年後見人を除く）が養育している場合は「維持」になります。

【児童の兄姉等】の欄は、上記「児童」の欄で記入したお子様と、「児童の兄姉等」の合計人数が3人以上になる場合に記入してください。
※「児童の兄姉等」とは年度末の年齢が19歳～22歳（令和6年度の場合：平成14年（2002年）4月2日～平成18年（2006年）4月1日生まれのかた）

この欄に記入したお子さまを養育している場合は、
別紙「監護相当・生計費負担についての確認書」を記入の上、添付してください。

(例1) 19歳～22歳までのお子様が1人、18歳までのお子様が1名の場合、
この欄の記入は不要です。

(例2) 19歳～22歳までのお子様が2人、18歳までのお子様が1名の場合は記入してください。

担当

※不備に○

不足なし

(裏面)

記入上の注意

1【請求者欄】

- ①「住所」は、住民票上の住所を記入してください。
「1月1日時点の住所」は、本年（1月～7月分手当申請の場合は、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合に、当該住所を記入してください。
- ②「加入している公的年金制度の種別」は、請求者の請求日における公的年金制度の加入状況について、該当するものを○で囲んでください。
「国家・地方公務員共済」に該当の場合は、（ ）内に請求者の勤務先を記入してください。

2【配偶者等欄】

配偶者等がいる場合は、配偶者の氏名、生年月日、職業、住所等を記入してください。
※配偶者等とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

3【児童欄】

- ※児童（年度末の年齢が18歳までの子）
- ①請求者が養育する全ての児童を記入してください。養育とは児童を監護し、かつ生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。
- ②「生計関係」は、次により記入してください。
- ・「同一」は、児童が請求者自身の子、請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ・「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- ③児童が海外に留学している場合は、児童の出国した年月を記入してください。

4【児童の兄弟等欄】

- ※児童の兄弟等（年度末の年齢が19歳から22歳までの子）
- ①請求者が養育する全ての児童の兄弟等について、記入してください。
- ②「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- ③「生計費負担の有無」の欄に生計費負担の有無を記入してください。請求者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。

5【添付書類について】

この請求書には、証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報提供を含みます。）によって、佐倉市が確認できないときに限り、次の書類を添えて提出してください。

- ①児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項の証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- ②児童が海外に留学している場合は、該当児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- ③児童が請求者の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- ④請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑤児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
- ⑥生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑦3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるとき、又は佐倉市で被用者であることの確認ができない場合において、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑧児童の兄弟等について、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- ⑨児童の兄弟等について、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合かつ海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類